

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月31日
【ファンド名】	シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ - シュロダー・グローバル・ボンド・オープン (Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open)
【発行者名】	シュロダー・インベストメント・マネージメント (ルクセンブルグ) エス・エイ (Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 ノエル・フェッシー (Noel Fessey) 取締役 フィンバー・ブラウン (Finbarr Browne)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ L-1736 ハーヘンホフ 通り5番 (5, rue Höhenhof, L-1736 Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春芽 同 十枝 美紀子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

1. 【提出理由】

シュローダー・SMB C グローバル・ボンド・シリーズ - シュローダー・グローバル・ボンド・オープン(以下「ファンド」といいます。)に関して、以下のとおり分配方針に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2. 【報告内容】

イ. 変更の内容についての概要

ファンドの「分配方針」の一部が以下のように変更されました。
(注)変更箇所には下線を付しております。

分配方針

ファンドは、受益証券の保有者に対し、米ドル建ての現金により随時分配を行うことを予定している。

サブ・ファンドは、毎月分配金を支払うことを予定しており、第一回目の分配は、平成21年9月に行われた。サブ・ファンドは、毎月10日(当該日が営業日でない場合、翌営業日)(以下「分配基準日」という。)に分配金の宣言を行う予定である。宣言された分配金は、通常、毎月20日(同日が営業日でない場合、翌営業日)に支払われる。一保有口座に対する分配金の総額が50米ドルまたはその相当額を下回る場合、分配は行われぬ。分配金は、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインから支払うことができる。

分配基準日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、分配金残額は受領することができなくなり、該当するサブ・ファンドに帰属する。

前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

ロ. 当該変更の年月日

平成26年3月31日